



環循適発第 1708081 号
環循規発第 1708083 号
平成 29 年 8 月 8 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長



廃棄物規制課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号。以下「改正政令」という。）が平成 27 年 11 月 11 日に公布され、廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」という。）並びに当該廃水銀等を処分するために処理したものの特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定等については平成 28 年 4 月 1 日より施行され、その改正の趣旨、内容等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（平成 27 年 12 月 21 日付け環廃対発第 1512211 号・環廃産発第 1512212 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）において通知したところである。

他方、改正政令のうち、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の処分基準等に係る規定については、平成 29 年 10 月 1 日から施行されることとなり、これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）の他、別表 1 に掲げる環境省令及び環境省告示が同年 6 月 9 日に公布され、同年 10 月 1 日の改正政令の完全施行と併せて施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成 27 年 2 月に中央環境審議会より答申された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」において示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、改正政令が平成 27 年 11 月 11 日に公布された。改正政令のうち、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定並びにそれらの収集及び運搬の基準並びに保管基準に係る規定については既に平成 28 年 4 月 1 日から施行されている。他方、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等に係る規定については平成 29 年 10 月 1 日から施行されることから、本通知において、これらに係る改正内容及び留意事項について示すこととする。

第二 改正の内容及びその他の留意事項

1 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 3 条、第 4 条の 2 及び第 6 条の 5 関係）

（1）特別管理一般廃棄物である廃水銀に係る処分基準等（令第 3 条及び第 4 条の 2 関係）

特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分は、環境大臣が定める方法により処理することとし、同方法は、金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和 52 年環境庁告示第 5 号。以下「固型化告示」という。）に規定する特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分の基準として定める硫化及び固型化の方法（第二の 1（2）を参照）と同じである。同方法により処理した水銀処理物のうち、環境省令で定める判定基準（水銀の溶出についての基準。以下「判定基準」という。第二の 1（3）を参照）に適合しないもの（以下「基準不適合水銀処理物」という。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこととし、判定基準に適合するもの（以下「基準適合水銀処理物」という。）の埋立処分を行う場合には、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置（第二の 1（4）を参照）を講ずることとする。

（2）特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る処分基準（令第 6 条の 5 関係）

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法により硫化及び固型化することとし、同方法は以下のとおりとする。

① 硫化に関する基準は以下のとおりとする。

- ア あらかじめ、精製設備を用いて廃水銀等から水銀を精製すること。
- イ 精製した水銀の純度は、採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留して不純物を除去した水銀の重量の割合が 99.9 パーセント以上であること若しくは採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留した後の残留物の重量の割合が 0.1 パーセント以下であること又はこれらと同等以上であること。
- ウ 硫化設備を用いて、精製した水銀を次により硫化すること。
- ・硫黄と水銀とのモル比が 1.05 以上 1.10 以下であること。
 - ・硫化に用いる硫黄は粉末状のものとし、その純度は 99.9 パーセント以上であること。

なお、硫化を行う廃水銀等の水銀の純度がイに示す純度と同等以上であれば、あらかじめ、精製を行う必要はない。

② 固型化に関する基準は以下のとおりとする。

- ア 固型化設備を用いて、硫化水銀を固型化すること。
- イ 固型化する硫化水銀は、①に定める基準に適合する方法により硫化したものであること。
- ウ 結合材は、改質硫黄（粉末状の硫黄と添加剤を混合し、及び熔融することにより硫黄と添加剤とを反応させ高分子化したもの。）とし、その配合量は硫化水銀 1 キログラム当たり 1 キログラム以上であること。

③ 改質硫黄固型化物の強度並びに形状及び大きさは、固型化告示第 1 条第 2 号及び第 3 号の規定の例による。

同方法により処理したもの（以下「廃水銀等処理物」という。）のうち、判定基準に適合しないもの（以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。）については遮断型最終処分場（令第 7 条第 14 号イに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）において処分すること。判定基準に適合するもの（以下「基準適合廃水銀等処理物」という。）については管理型最終処分場（令第 7 条第 14 号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）において処分することができるが、その場合には、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置（第二の 1（4）を参照。）を講ずることとする。

(3) 判定基準（令第 3 条及び第 6 条の 5 関係）

上記（1）及び（2）中、判定基準は以下のとおりとする（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 1 条の 7 の 5 の 2 及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）第 3 条第 6 項）。また、検定方法は産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）の埋立処分を行おうとする汚泥等に係る従来の方法と同じである。

アルキル水銀化合物：アルキル水銀化合物につき検出されないこと。

水銀又はその化合物：検液 1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下

(4) 環境省令で定める必要な措置（令第3条及び第6条の5関係）

上記（1）及び（2）中、環境省令で定める必要な措置（基準適合水銀処理物又は基準適合廃水銀等処理物（以下「基準適合水銀処理物等」という。）の埋立処分を行う場合に必要な措置）は以下のとおりとする（規則第1条の7の5の3及び第8条の12の3）。

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合水銀処理物等が分散しないように行うこと。
- ② 埋め立てる基準適合水銀処理物等がその他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。
- ③ 埋め立てる基準適合水銀処理物等が流出しないように必要な措置を講ずること。
- ④ 埋め立てる基準適合水銀処理物等に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

2 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加（令第7条及び第7条の2関係）

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に都道府県知事（令第27条に規定する市の長を含む。以下同じ。）の許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加するとともに、生活環境影響調査等の告示縦覧や市町村長の意見聴取等の手続を要する令第7条の2の産業廃棄物処理施設に指定することとする。

(1) 廃水銀等の硫化施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準の追加（規則第12条の2及び第12条の7関係）

廃水銀等の硫化施設について、産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）の全てに共通する技術上の基準及び維持管理の技術上の基準に加え、以下の基準を追加することとする。

① 技術上の基準

ア 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。

イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- ・ 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。
- ・ 外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。

ウ 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。

② 維持管理の技術上の基準

ア 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。

イ 外気と遮断されていない反応設備にあっては、反応中は、反応設備内を負圧

に保つこと。

ウ 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

なお、技術上の基準における「水銀が浸透しない材料」としては、エポキシ樹脂等が挙げられる。また、維持管理の技術上の基準における「精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること」については、生成された硫化水銀について水銀の溶出量等を確認し、判定基準等を参考に評価すること。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項の追加（規則第 11 条関係）

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項に、廃水銀等の硫化施設については、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を追加する。

(3) 都道府県知事への届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項の追加（規則第 12 条の 10 関係）

都道府県知事への届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項に、廃水銀等の硫化施設については、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を追加する。

(4) 公表すべき維持管理の状況に関する情報の追加（規則第 12 条の 7 の 2 及び第 12 条の 7 の 3 関係）

公表すべき維持管理の状況に関する情報として、廃水銀等の硫化施設については、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を定めることとし、また、その公表期間は、処分した翌月の末日から、当該日から起算して 3 年を経過する日までの間とする。

(5) 維持管理に関して記録する事項の追加（規則第 12 条の 7 の 4 及び第 12 条の 7 の 5 関係）

維持管理に関して記録する事項として、廃水銀等の硫化施設については、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を定めることとし、また、その記録を、処分した翌月の末日までに備え置くこととする。

3 廃水銀等の処分に係る特別管理産業廃棄物処分業

(1) 産業廃棄物処分業等の優良認定の基準の追加（規則第 10 条の 4 の 2 及び第 10 条の 16 の 2 関係）

産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の優良認定の基準におけるインターネットを利用する方法により公表する事項のうち、直前 3 年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報として、廃水銀等の硫化施設について、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を追加する。

(2) 特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準の追加（規則第 10 条の 17 関係）

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分（埋立処分を除く）を業として行う場合の施設に係る基準として、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であって、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有することを追加する。

4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加（令第6条第1項関係等）

排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等とそれぞれ定義し、水銀等の大気への飛散防止、排出抑制等を講ずることとする。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象（規則第7条の8の3関係）

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものとする。

- ① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「新用途水銀使用製品命令」という。）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、別表2に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（別表2の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①又は②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

なお、水銀使用製品産業廃棄物については、排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを対象としており、上記①又は②に該当しないものであっても、③のとおり水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品については全て対象となることに留意すること。また、②で除かれている水銀使用製品のうち、水銀使用製品が容易に取り外せる形式で組み込まれた製品については、水銀使用製品を取り出してから、取り外したものを水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこと。一方、水銀使用製品が容易に取り出せない形式で組み込まれた製品については、水銀使用製品を取り外す時に破損してしまい、水銀が飛散してしまうおそれがあるので、取り外さずに排出すること。中間処理施設等で、②で除かれている水銀使用製品が産業廃棄物となったものから①の水銀使用製品に該当するものが取り出された場合には、その時点から取り出したものを水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこと。なお、水銀使用製品産業廃棄物の対象となっていない産業廃棄物でも、水銀使用製品であることが確認された場合は、水銀使用製品産業廃棄物に準じ、環境上適正に扱われることが望ましい。

また、水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったものが混在した状態で排出される場合には、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱って差し支えない。

(2) 水銀含有ばいじん等の対象（規則第7条の8の3関係）

- ① 水銀含有ばいじん等の対象は、次のとおりとする。ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有する

もの

- ② 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1 リットルにつき 15 ミリグラムを超えて含有するもの

水銀含有ばいじん等の対象となる水銀濃度については、水銀の大気排出に係る規制を効果的に実施するという観点から設定されている。このため、従来、産業廃棄物となった後、焼却処理されず、再生資源として利用されていたものについては、水銀含有ばいじん等の対象に該当した場合においても、引き続き、環境上適正な方法で再生資源として利用することが望ましい。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の収集及び運搬の基準の追加（令第6条関係）

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の産業廃棄物の一般的な収集及び運搬の基準に加え、水銀使用製品産業廃棄物を破砕することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこととし、当該水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

また、積替え又は保管を行う場合にも、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

なお、収集又は運搬時に水銀使用製品産業廃棄物が不可抗力で破損した場合、単なるガラスくず等として処理することなく、水銀使用製品産業廃棄物であるガラスくず等として取り扱うこと。

(4) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分基準の追加（令第6条関係）

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の産業廃棄物の一般的な処分基準に加え、以下の基準を設ける。

- ① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ② 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうちこれらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものについては、あらかじめ環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

なお、一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは、水銀の含有の有無にかかわらず特別管理一般廃棄物に該当し、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年告示厚生省第194号）により不溶化等の措置が義務付けられているところであり、改正していない。

(5) 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の対象(令第6条及び規則第7条の8の3関係)

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうち、処分又は再生を行う場合に、あらかじめ水銀を回収する対象は、次のとおりとする。

① 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表3に掲げるものが産業廃棄物となったもの

② 水銀含有ばいじん等については以下のもの

- ・ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1キログラムにつき1,000ミリグラム以上含有するもの
- ・ 廃酸又は廃アルカリについては、水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき1,000ミリグラム以上含有するもの

(6) 水銀回収方法(水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法(平成29年環境省告示第57号)関係)

水銀回収を義務付ける対象である水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等から水銀を回収する方法は以下のとおりとする。

① 水銀使用製品産業廃棄物については以下のいずれかの方法

- ・ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

なお、水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法としては、例えば、蒸留等の加熱工程により回収する方法や水銀血圧計等から封入されている水銀を加熱工程を経ずに取り出す方法がある。

② 水銀含有ばいじん等については以下の方法

- ・ ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

なお、その他の水銀の回収の用に供する設備としては、蒸留設備がある。

(7) 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外(令第6条関係)

水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から明確に除外する。

(8) 産業廃棄物保管基準の追加(規則第8条関係)

水銀使用製品産業廃棄物を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の一般的な産業廃棄物保管基準に加え、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとする。